

令和２年３月 定例教育委員会 議事日程

１ 日 時 令和２年３月１８日（水）午後１時３０分から

２ 会 場 伊予市役所２階 会議室１

３ 出席委員

教育長	渡 邊 博 隆
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江

４ 会議に出席した事務局職員

教育監理監	武 智 茂 記
事務局長	佐々木 正 孝
学校教育課指導主幹	福 原 浩 一
学校教育課指導主事	高 石 達 也
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	川 本 英 人
社会教育課長	山 岡 慎 司
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課課長補佐	宇 都 光 英
学校教育課係長	水 野 知

５ 協議事項等

(１) 議案審議

議案第１２号 伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

議案第１３号 伊予市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第１４号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について

議案第15号 伊予市学校災害補償規程の一部を改正する告示について

議案第16号 伊予市文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第17号 伊予市子育て支援学校給食費補助金交付要綱の制定について

議案第18号 伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について

議案第19号 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について

議案第20号 伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示について

議案第21号 伊予市スクールガードリーダー設置要綱の制定について

議案第22号 伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の制定について

議案第23号 伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について

(2) 報告事項等

ア 4月教育委員会行事予定について

イ 事務局報告事項等について

ウ その他

午後1時30分 開会

○佐々木事務局長 開会

○渡邊博隆教育長 ただいまより3月の定例教育委員会を開催させていただいたと思います。

ちょうど今日は県立高校の合格発表でした。ニュースでは北高の合格者発表の様子が出ていましたが、いい結果が出たのだろーと思います。

ちょうど昨日、県下で126校の中学校の卒業式が行われました。約1万7,000人が学び舎を巣立ったということです。ただ、見出しに、「縮小の式典、志は大きく」とか、「巣立ち異例づくめ、新型コロナウイルスの影響、県内卒業式縮小」などの言葉が出ていましたが、伊予市も4校、卒業生、保護者、教職員で粛々と卒業式を開催したと聞いております。

それから、今朝8時半に知事が、また松山で30代の女性について新型コロナウイルスの感染者が出たということで記者会見をしました。その方はイタリアから帰られたということで、自宅も出ていない、そしてマスクもして、外部へ感染する恐れは少ないと報道されていましたが、その後、すぐに中予教育事務所長から連絡が入りました。小学校の卒業式に関しては、そのような報道であるから、今までどおりの考え方でやってくださいと言われました。今回のことで、緊張感は持つてということはもちろんありますが、さらに考えるとかというようなこと

はしなくてもよいとのお話も電話でいただきました。現状はそのような状態です。

それでは、会議録署名委員、今日は高橋委員さん、お願いいたします。

○高橋久美子委員 はい。

○渡邊博隆教育長 それから、1月の会議録については、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、議案審議に入らせていただきます。

今日は、協議事項、議題がたくさんありますので、スムーズに進めさせていただいたと思います。議案で一つ一つでなく、一括説明をできるところはそれぞれ説明をしていただいて対応したいと思います。

それでは、議案第12号から佐々木局長、お願いします。

○佐々木正孝事務局長 それでは、議案書1ページをお願いします。

議案第12号伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてです。

提案理由は、私立幼稚園就園奨励補助事業が終了することに伴い、規則の一部を改正する必要が生じたので提案しました。

3ページの新旧対照表をお願いします。

現行では、第4号として、「私立幼稚園就園奨励補助金に関すること。」を入れています。が、この補助金事業が終了することに伴いまして、削除することとしています。

2ページにお戻りください。

この規則は、令和2年4月1日から施行すると規定しています。

これに関連しましては、あと議案第18号になります。

議案書の50ページになります。

議案第18号伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示についてです。

こちらのほうも、私立幼稚園就園奨励補助事業が終了することに伴い、要綱を廃止する必要が生じたので提案しました。

51ページをお願いします。

この告示は、令和2年4月1日から施行します。

関連する案件といたしまして以上2件でございます。よろしくお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

議案第12号と議案第18号を御説明いただきました。

御質問等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

そしたら、議案第12号、議案第18号につきましては御承認いただきました。

続きまして、議案第13号をお願いいたします。

○佐々木正孝事務局長 それでは、議案第13号でございます。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第13号伊予市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてです。

提案理由は、保護者の負担軽減を図るため、幼稚園の保育時間を見直したことにより、規則の一部を改正する必要が生じたので、提案しました。

6ページをお願いします。

新旧対照表で説明しますが、第6条で、現行では幼稚園の始業時間及び終業時間は、次のとおりとする。火曜日、水曜日及び木曜日については午前8時30分から午後2時まで。月曜日及び金曜日につきましては午前8時30分から正午までと規定しているところを、改正案として、1週間、月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後2時までと考えています。

5ページにお戻りください。

この規則は、令和2年4月1日から施行します。

関連する議案といたしまして、議案第19号、52ページです。

議案第19号伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示についてです。

提案理由は、保護者の負担軽減を図るため、幼稚園における預かり保育の利用定員及び対象児を見直したことにより、要綱の一部を改正する必要が生じたので提案しました。

新旧対照表54ページをお願いします。

第3条、利用定員として、現在は各実施園で35人のところを、改正案として、各実施園で3歳児を5人以内、4歳児及び5歳児は25人以内とする。

第5条の対象児ですが、現在は4歳児及び5歳児のところを、全園児、3歳児から5歳児までとし、第2項においても、4歳児及び5歳児のところを、全園児、3歳児から5歳児までと考えています。

53ページにお戻りください。

この規則は、令和2年4月1日から施行します。

以上で関連する2議案について説明させていただきました。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

ただいまの議案第13号及び議案第19号について、御質問等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ないようでしたら、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

議案第13号、議案第19号ともに御承認いただきました。

続きまして、議案第14号をお願いいたします。

○佐々木正孝事務局長 議案第14号独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定についてです。

議案書7ページをお願いします。

提案理由は、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の掛金等を定める必要が生じたので提案しました。

8ページをお願いします。

目的は、第1条で、この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定に基づき、本市が設置する幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童又は生徒の保護者から徴収する共済掛金について必要な事項を定めることです。

以下、第2条で共済掛金の額は、別表のとおりとする。

別表につきましては、9ページに掲載しています。

第3条で徴収の免除として、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。それから伊予市就学援助費支給要綱第4条第1項第2号に規定する準要保護者については、保護者負担額を徴収しないとしています。

第4条で徴収の時期、第5条で共済掛金の不還付、第6条で委任を規定しており、この規則は、令和2年4月1日から施行します。

関連する議案として、次の議案第15号の伊予市学校災害補償規程の一部を改正する告示についてです。

こちらは、認定こども園の設置に伴い、規程の一部を改正する必要が生じたので提案しました。

議案書12ページ、新旧対照表をお願いします。

今回の改正は、改正が必要な部分だけでなく、字句の修正も含めて一部改正をしています。

まず、本則中にある「甲」を「市」に改める。

第2条第1項中の「次に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第2条第1項第1号中の「、高等学校、特別支援学校」を削る。

第2条第1項に次の1号を加えとし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園」を加え、第2条第2項第1号を「学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業、児童福祉法の規定に基づく保育所の保育又は認定こども園法の規定に基づく認定こども園の教育又は保育を受けているとき。」に改め、同条第2項第3号中、「その他校長」の次に「等」を加えます。

第2条第2項第4号中の「通学」の次に「又は通園」を加え、第8条中「この規程に定める

もののほか」を「この規程に定めのない事項については」に改めています。

なお、この告示は令和2年4月1日から施行します。

以上、関連する2議案について説明させていただきました。

○渡邊博隆教育長 それぞれ第14号、第15号の議案について、御質問ございましたらお願いします。

はい、鷹尾委員さん、お願いします。

○鷹尾秀隆委員 共済掛金の金額で要綱に要保護は20円と書いていますが、免除というのは0円ということではないのでしょうか。

○渡邊博隆教育長 佐々木局長、お願いします。

○佐々木正孝事務局長 日本スポーツ振興センターから、今回上程した要綱の規定とするようにと指示がありました。別表では、年額を示していますが、第3条で要保護者、準要保護者は免除するということで、これらの方からは徴収はしないこととなります。なお、準要保護者は、別表の「一般」に含まれることとなります。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 そしたら、ないようでしたら議案第14号、議案第15号を御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

続きまして、議案第16号について、事務局の説明をお願いいたします。

○山岡慎司課長 議案書の14ページをお願いします。

議案第16号伊予市文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

提案理由は、伊予市文化交流センター条例改正による附属設備及び備品の使用料の改正及び申請等各種様式の変更などにより必要な事項を定める必要が生じたので提案しました。

議案書27ページをお願いします。新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、別表第1では、2%の増税改正のほか、附属設備・備品の名称の一部改正を行うものです。

次のページ、28ページをお願いします。

別表第2では、同様に2%の増税改正のほか、附属設備・備品の名称の一部改正、追加を行うとともに、文化ホールの舞台のみ使用の場合の使用申請書の受付期間を加え、その期間を使用日の13日前から5日前までとしています。

以下、31ページから38ページは、施設使用許可申請書ほか関係書類の変更を行うもので、今回の改正に伴い、利用者が申請しやすい様式に改めるものです。

戻りますけども、議案書の26ページをお願いします。

附則によりまして、この規則は令和2年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○渡邊博隆教育長 議案第16号伊予市文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について、内容的にたくさんありますので、しばらく時間を取りますので、目を通してください。

○渡邊博隆教育長 鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 28ページの文化ホールの備考の2「ホール（舞台のみ）とは、舞台スタッフを要しない舞台利用をいう。」とは、どういう意味ですか。

○渡邊博隆教育長 北岡課長補佐、お願いします。

○北岡康平課長補佐 文化ホールを使う大半は、舞台技術員が照明や音響などをしますが、舞台のみを使用する場合とは、例えばピアノを練習したり、舞台上でワークショップ的なものをしたり、舞台技術員が要らない形で舞台のみを使うということです。

○鷹尾秀隆委員 わかりました。

○渡邊博隆教育長 ちなみに、技術員がかかわる内容は、どのようなものがあるのか、説明してください。

○北岡康平課長補佐 基本的に文化ホール全体を使うようなイベントになります。その際、文化ホールに今1人技術員がおりますが、その1人だけでは到底間に合いません。音響、照明、そして監督の合計3名が基本的に必要であることを御理解いただけたらと思います。

○渡邊博隆教育長 そのようなスタッフが3名必要だから料金も上がるということですね。

○北岡康平課長補佐 料金が上がるというよりかは、舞台のみの場合は、その人たちが必要ないので、安価な料金で御利用いただけると御理解ください。

○渡邊博隆教育長 高橋委員さん。

○高橋久美子委員 今の質問に関連してですが、何も言わなければ、その舞台技術者の方もセットされていると捉えて良いですか。

○渡邊博隆教育長 北岡課長補佐。

○北岡康平課長補佐 イベントをする前に、必ず打ち合わせを1回か2回します。その際に、どの規模の演出が必要か確認します。そのときに、例えばピアノを弾くだけなので照明もそんなに必要ないことであれば、その照明の1人は要らない。反対に、これだけのことをすると打ち合わせで話す中で、スタッフが何人必要ですねと協議します。ですから、スタッフが要る、要らないに関しては、その打ち合わせ次第になります。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ないようでしたら、議案第16号について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

続きまして、議案第17号伊予市子育て支援学校給食費補助金交付要綱の制定について、佐々木局長、お願いします。

○佐々木正孝事務局長 それでは、議案書39ページをお願いします。

議案第17号伊予市子育て支援学校給食費補助金交付要綱の制定についてです。

提案理由は、伊予市学校給食センター運営委員会が行う伊予市産の学校給食用食材の購入に要する経費に対して補助金を交付し、学校給食における学校給食摂取基準に沿ったエネルギーの摂取及び子育て支援の推進を図ることについて、要綱を制定する必要が生じたため提案しました。

40ページをお願いします。

第1条、趣旨として、この要綱は、学校給食における学校給食摂取基準に沿ったエネルギーの摂取及び子育て支援の推進を目的として、伊予市学校給食センター運営委員会が行う学校給食用食材の購入に要する経費に対して、市が伊予市子育て支援学校給食費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものです。

第2条で補助対象経費について、第3条で補助金の額、第4条で補助金の交付申請、第5条で補助金の交付決定、第6条で実績報告、第7条で補助金の額の確定、41ページをお願いします。第8条で補助金の請求、第9条で補助金の概算払、第10条で補助金の精算、第11条で補助金の交付決定の取消し等を規定し、第12条でその他としています。

附則として、この告示は、令和2年4月1日から施行します。42ページ以降、各種様式を掲載しており、この補助金は、令和2年度当初予算において670万円を計上しています。

なお、1点、訂正をお願いします。

提案理由で、先ほど「伊予市産」の学校給食用食材の購入と言いましたが、「伊予市産」を削除させていただきたいと思います。地産地消に限らず、伊予市外、あるいは県外の食材の購入に要する経費に対しての補助金の交付ということで、提案理由の一部を訂正させていただきたいと思います。済みませんでした。

○渡邊博隆教育長 提案理由の「伊予市産」のところを削除することをお願いします。

この要綱に沿った補助金が、670万円の補助金が令和2年度当初予算に計上されています。これが給食費補助金交付要綱ということで新しくなりましたが、この背景について具体的に補足説明を川本センター長をお願いします。

○川本英人学校給食センター長 平成30年8月に学校給食の摂取基準が改定され、小学校、中学校のエネルギー、たんぱく質等の数字が上がりましたが、伊予市で学校給食を提供している今の献立では、6%から10%の部分が補えていません。献立の見直しから給食費を算定したら、小学校が1食当たり6円、中学校で25円の給食費の差が出ています。それを単純に給食費に転嫁して徴収する方法もありますが、子育て支援の観点から、給食費を据え置いて、補助金

で賄おうと考えています。年間3,200食程度作ってますので、その部分を補うために670万円の予算計上をしています。

○佐々木正孝事務局長 予算に関連した事項の補足説明です。

現在、当初予算の特別委員会を先般開催し、特別委員会では可決されましたが、明日の本会議で可決されて、当初予算の決定になりますので、現時点では、まだ、当初予算が可決した段階ではないことを一言申し添えます。

○渡邊博隆教育長 水口委員。

○水口良江委員 もう一度、小学校と中学校の差額を教えてください。

○川本英人学校給食センター長 小学校が6円、中学校が25円です。

小学校の現在の給食費は250円ですので、256円になります。中学校が285円ですので310円になりますが、この差額を補助金として補填したいと思います。

○水口良江委員 法律の摂取基準の改定に対して、例えば補助金が出るとかの形になったのでしょうか。

○川本英人学校給食センター長 国の補助金ではなく、市の一般財源としての予算です。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 それでは、議案第17号について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第20号伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示について、よろしくお願いします。

○佐々木正孝事務局長 それでは、議案書55ページをお願いします。

議案第20号伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示についてです。

提案理由は、スクールソーシャルワーカーについて、新年度から会計年度任用職員制度に移行するに伴い、要綱の一部を改正する必要性が生じたので提案しました。

新旧対照表57ページをお願いします。

語句の整理とあわせて改正をしています。

第3条第1項中「の各号」を削り、第5条第2項中の「解職」を「免職」に改める。

第6条の見出しを「勤務場所及び勤務時間」に改める。

第6条を、「ソーシャルワーカーの勤務場所及び勤務時間は、次のとおりとする。」として、第1号で「勤務場所は、伊予市内の小中学校及び教育長が指定する場所とする。」第2号で、「勤務日数は、おおむね1週間当たり3日とし、勤務時間は、1日4時間を基本とする。」

第8条の見出しを「心得」。第9条の見出しを「その他」に改めました。

なお、この告示は令和2年4月1日から施行します。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○渡邊博隆教育長 高橋委員さん。

○高橋久美子委員 第6条第4項の謝金に関して削除されていますが、これは何か理由があるのですか。

○渡邊博隆教育長 佐々木正孝事務局長さん。

○佐々木正孝事務局長 現行におきまして、この謝金等を規定していますが、本来ならこの要綱の中で謝金等を記載することは適当ではないと指示がありましたので削除しました。

○渡邊博隆教育長 記載することは適当ではないけれど、1時間当たりの金額は変わらないのですか。

○佐々木正孝事務局長 はい。金額の変更はありません。

○渡邊博隆教育長 はい、鷹尾委員さん。

○鷹尾秀隆委員 提案理由の「会計年度任用職員制度へ移行する」ということは、前はどうかで、今度はどういうふうになるのかを具体的に教えてください。

○渡邊博隆教育長 佐々木局長さん。

○佐々木正孝事務局長 現在においては、非常勤職員は、嘱託あるいは臨時という名称で呼んでいましたが、4月1日からは国の制度でもありますので、会計年度任用職員とひとくくりの任用形態に変わります。

ただ、その中には、月給の方、時給の方、あるいは日給の方というふうな給料の支払い形態は統一されませんが、職員の雇用形態については、会計年度任用職員という言葉で統一される格好になります。

○渡邊博隆教育長 水口委員さん。

○水口良江委員 会計年度任用職員制度とは、例えば年度の途中では雇用しない。会計年度で行うから、年度の途中から雇わないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○渡邊博隆教育長 局長さん。

○佐々木正孝事務局長 一応名称は会計年度任用職員となっていますが、例えば給食センターの調理支援員さん、こちらのほうも同じように会計年度任用職員の部類に入ります。でも、調理員さんは、今現在、人数が足りていない状況等もございますので、そのあたりは随時雇用を予定しています。一応、会計年度任用職員と名称に変わりましたが、年度の途中でも雇うことも考えています。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 議案第20号について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

続きまして、議案第21号伊予市スクールガードリーダー設置要綱の制定について、佐々木事務局長さんお願いします。

○佐々木正孝事務局長 では、58ページをお願いします。

議案第21号伊予市スクールガードリーダー設置要綱の制定についてです。

こちらにつきましても、新年度から会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、この設置要綱を制定する必要があるため、提案しました。

59ページをお願いします。

第1条で趣旨を、この要綱は、学校、地域の関係機関と連携しながら、地域で子どもの安全を守る体制づくりを充実させるため、スクールガードリーダーの配置に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条で設置を、第3条でスクールガードリーダーの職務を、第4条で委嘱を、第5条で任期を、第6条で指導回数及び指導時間を、60ページをお願いします。第7条で謝金を、この場合、スクールガードリーダーは会計年度任用職員ではございますが、日給とか月給とかの格好ではなく、謝金という格好でお支払いするために、この要綱には第7条で金額を盛り込んでいます。

第8条で保険を、第9条で守秘義務を、第10条でその他等を規定し、附則として、この告示は令和2年4月1日から施行します。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○渡邊博隆教育長 余り聞きなれない名前かと思います。今、スクールガードリーダーはお二人おられますが、高石指導主事、職務内容などの補足説明をお願いします

○高石達也指導主事 第3条に掲げている仕事になりますが、それぞれ学校に来てほしい希望を取ります。この各学校から上がってきている希望をスクールガードリーダーさんにお伝えし、あとは個別に学校から依頼をかける形になります。

例えば、守り育てる協議会に参加していただく。防犯訓練とかに来ていただいて指導を受ける。それから通常の登下校の見守り活動において、御指導・御助言をいただく。いろいろな観点から学期に少なくとも1回は行ってもらうような形になっています。

ただ、大部分がボランティア的な要素もありまして、朝とかの見守り活動は、ほとんどボランティアのような形で見てもらっているのが実情です。夏になりましたら通学路点検を毎年行っていますが、そのときにもスクールガードリーダーさんとして、さまざまなアドバイスを私たちも受けながら、通学路点検を実施しています。

また、今現在、委嘱しているのは、警察のOBの方、基本的には警友会というOBの組織がありますので、そちらに依頼をかけまして御推薦をしてもらっています。基本的には引き続

き同じ方をお願いしていますが、もし都合によりかわられる場合は、警友会、警察のOBの方から基本的に次の方を御紹介いただく形をとっています。

○渡邊博隆教育長 警友会から推薦をしていただいて、いわゆる警察のトップ階級の警視正だった方が来られて、対応していただいております。

議案第21号は御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 議案第21号を御承認いただきました。ありがとうございました。

では続きまして、議案第22号、佐々木局長、説明をお願いします。

○佐々木正孝事務局長 それでは、議案書61ページをお願いします。

議案第22号伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の制定についてです。

提案理由は、教職員の業務負担軽減を図ることを目的として、スクールサポートスタッフを各学校に配置することに伴い、要綱を制定する必要性が生じたので提案しました。

62ページをお願いします。

第1条で趣旨として、この要綱は、小中学校の教職員の業務負担軽減を図り、児童及び生徒への指導や教材研究に専念できる体制を整えるため、スクールサポートスタッフの配置に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条で設置として、伊予市教育委員会にサポートスタッフを置く。

第3条でサポートスタッフの職務を規定しています。

第4条で定数として、サポートスタッフの定数は1人とし、委員会が任命する。

第5条で任期を、第6条で勤務場所及び勤務時間を、63ページをお願いします、第7条で守秘義務を、第8条でその他とし、附則で、この告示は、令和2年4月1日から施行します。

62ページにお戻りください。

第4条の定数等について、現在、サポートスタッフの定数を1人とし、委員会が任命していますが、先ほど申しましたが、令和2年度の当初予算に、このスクールサポートスタッフの予算として1人分を計上しています。この人数は、今後、各小中学校に配置することになりましたら、改正して定数を増やす予定です。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。これも新しく伊予市が設置する内容です。

スクールサポートスタッフという新しい言葉が挙がっていますが、何か御質問等ございましたらお願いします。

○渡邊博隆教育長 高橋委員さん。

○高橋久美子委員 「定数は1人」とありますが、これは伊予市全体で1人ですか。それとも、各学校に1人ずつという意味でしょうか。

○渡邊博隆教育長 佐々木局長。

○佐々木正孝事務局長 伊予市全体で1人になります。

令和2年度は、中学校の大規模校への配置を現在考えています。

○渡邊博隆教育長 高橋委員さん。

○高橋久美子委員 業務としては、その大規模校の業務のみのサポートですか。それとも、その学校に在籍しながら、他の学校の業務もサポートする職務を行うのですか。

○渡邊博隆教育長 佐々木局長。

○佐々木正孝事務局長 他の学校の業務をサポートするのではなく、大規模校の業務をサポートする予定です。

○渡邊博隆教育長 水口委員さん。

○水口良江委員 大規模校と言うのは、どちらの学校になるのですか。

○渡邊博隆教育長 佐々木局長。

○佐々木正孝事務局長 先生方の勤務時間が極端に多い学校が、港南中学校です。よって、港南中学校へ配置し、先生方の業務の負担軽減を図りたいと考えています。

○渡邊博隆教育長 このスクールサポートスタッフは、従来から制度はありましたが、伊予市では採用していませんでした。補助率や限度額などを佐々木局長、教えて下さい。

○佐々木正孝事務局長 事業費の5分の3を県から補助されますが、上限額が44万8,000円となっています。

○渡邊博隆教育長 このように補助金つきで人員を確保できる制度はありましたが、伊予市の持ち出しも必要ですので、従来は採用していませんでした。しかし、働き方改革を推進するなかで、先生方の勤務状況が学校によって随分差が出ています。やはり部活等を持っている中学校、特に港南中学校の先生方の勤務時間を集計した結果、いつも100時間を超す人が何人もいるのが現状です。ぜひ、何らかの方法でサポートできないか、一人からでもサポートしていただくの思いでお願いに至ったものです。

○渡邊博隆教育長 福原主幹。

○福原指導主幹 その関係で机上に1月、2月の勤務状況を報告しています。上に小学校、中学校別に時間関係で、赤が100時間を超えている割合。下に学校別の月平均、1日平均を示しています。ご覧のとおり、やっぱり中学校は部活動で大会があると、1日時間外になるため、毎月港南中が飛び抜けて多いということになっています。

○渡邊博隆教育長 このような根拠によって、今回、港南中学校に配置しようと考えました。

議案第22号スクールサポートスタッフの設置要綱について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、議案第23号伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一

部を改正する告示について、佐々木局長、お願いします。

○佐々木正孝事務局長 議案第23号伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する告示についてです。

提案理由は、伊予市立中山幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、要綱の一部を改正する必要が生じたので提案しました。

66ページの新旧対照表をお願いします。

第1条中の「及び中山幼稚園」を削り、第2条中の第2号を削り、同項第3号中の「及び中山幼稚園」を削って、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げます。要は、中山幼稚園に関するところの文言を削除します。

65ページにお戻りください。

この告示は、令和2年4月1日から施行します。

以上、簡単でございますけど、説明を終わります。よろしくお願いします。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

議案第23号、いわゆる認定こども園に移行することに伴う事項です。

御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 議案第23号について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第23号については御承認いただきました。

以上で協議事項については終わらせていただきます。

続きまして(2)の報告事項等について、「ア 4月教育委員会行事予定について」学校教育課からお願いします。

○高石指導主事 4月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課、お願いします。

○宇都課長補佐 4月の社会教育課の行事について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 続きまして、「イ 事務局報告事項等について」をお願いします。

○佐々木正孝事務局長 特にありません。

○渡邊博隆教育長 それでは「ウ その他」ということで、何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 以上で3月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。

○佐々木正孝事務局長 閉会。

午後2時40分 閉会